

## 計画の背景と策定の趣旨

- 天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を目指し、平成12年に制定された「循環型社会形成推進基本法」を受け、本県においても「秋田県循環型社会形成推進基本計画」を策定し、各種の施策を推進してきた。
- 現状として、ごみ排出量の削減や一般廃棄物のリサイクルの推進等の課題があるため、引き続き廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を進めていく必要があるほか、循環経済への移行促進等の新たな視点への対応が求められている。
- 令和7年度末での第4次計画の期間満了に伴い、県内の情勢や国の動向を踏まえつつ、新たな視点や課題等に対応するため、「第5次秋田県循環型社会形成推進基本計画」を策定する。

## 基本理念

全員参加で  
環境と経済が好循環した持続可能な社会の構築

秋田県が目指す循環型社会の姿

循環を基調とした  
ライフスタイルが定着した社会

環境を理念に据えた  
事業活動が展開される社会

適正な資源循環のための  
基盤が構築された社会

役割分担とパートナーシップ  
により創られる持続可能な社会



## 根拠法令

循環型社会形成推進基本法第10条  
廃棄物処理法第5条の5

## 計画期間

令和8年度～12年度(5年間)

## 現状と課題

### 第4次計画の取組状況からみた課題

- ・県民1人1日当たりのごみ排出量が全国平均よりも多い状況となっており、発生抑制対策が必要  
(令和5年度:957g/人・日、全国平均:851g/人・日)
- ・一般廃棄物のリサイクル率が全国平均よりも低い状況となっており、資源循環に係る取組の促進が必要  
(令和5年度:13.6%、全国平均:19.5%)

### 社会情勢の変化からみた課題

- ・循環経済への移行促進に向けた「3R+Renewable(再生可能資源への転換)」の取組の推進と新たな資源循環の創出が課題
- ・近年大きな問題となっている海洋プラスチックごみの発生抑制や食品ロスの削減に向けた意識向上を促すための広報啓発の推進が課題
- ・人口減少が進む中で安定的なごみ処理体制を確保するための広域化・脱炭素化に向けたごみ処理施設の整備が課題

## 計画の4つの柱

### 1 家庭における環境を意識した行動の定着

- (1) 生活系ごみの3Rの推進
  - ・ 2R(リデュース、リユース)の促進に向けたライフスタイルの転換
  - ・ 家庭での分別の取組の強化
  - ・ リサイクルの取組の促進
- (2) 環境に関する教育や学習等の推進
  - ・ イベント開催等による3Rの普及啓発活動の展開
  - ・ 海岸漂着物等問題に係る環境教育を通じた普及啓発

### 2 事業活動における循環経済への移行促進

- (1) 環境に配慮した事業展開に向けた取組
  - ・ 事業所における3Rの取組の推進
  - ・ 優良な事業者の利用の推進
  - ・ グリーン購入等の促進
- (2) 循環型社会ビジネスの推進や未利用資源活用の新規開拓
  - ・ 循環型社会ビジネスによるリサイクル産業の振興
  - ・ 2Rの取組促進につながるビジネスの振興
  - ・ リサイクル製品の販売促進
  - ・ 【拡】新たな資源循環の創出に向けた取組の推進

### 3 廃棄物処理体制の確保

- (1) 適正処理のための基盤構築に向けた取組
  - ・ 【拡】ごみ処理の広域化・脱炭素化に向けた施設整備の促進
  - ・ 将来の廃棄物処理を担う人材の育成
  - ・ 生活排水処理の広域共同化と汚泥の利活用の推進
  - ・ 産業廃棄物処理施設の整備
  - ・ 災害廃棄物対策
- (2) 適正処理の推進のための取組
  - ・ 有害廃棄物の適正処理の推進
  - ・ 不法投棄対策

### 4 協働による課題への統合的な取組

- (1) プラスチックごみ対策の推進
  - ・ 家庭でのプラスチックごみ削減への取組
  - ・ プラスチックごみに関する知識の普及啓発
  - ・ 使用済みプラスチックの循環利用の推進
  - ・ 海ごみ・海岸漂着物等への取組
- (2) 食品廃棄物対策の推進
  - ・ 食品廃棄物削減のための各主体が連携した取組
  - ・ 食品ロスに関する知識の普及啓発

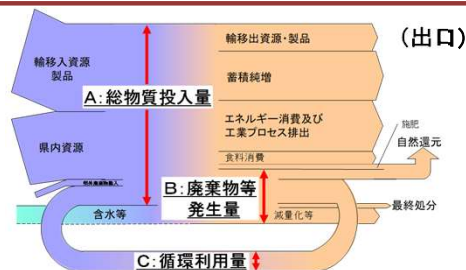
## 目標(令和12年度)

### ○ 基本目標：循環利用率

	現状(R5)	目標値(R12)
入口側	13.6%	16.4%
出口側	43.1%	47.9%

※ 入口側:総物質投入量に占める循環利用量の割合(C/A)  
出口側:廃棄物等発生量に占める循環利用量の割合(C/B)

(入口)



### ○ 基本目標の達成に向けた数値目標

		現状	目標値(R12)
一般廃棄物	県民1人1日当たりのごみ排出量	957g (R5)	900g
	最終処分量	3万2千トン (R5)	2万7千トン
産業廃棄物	排出量	236万9千トン (R6)	235万8千トン
	最終処分量	41万5千トン (R6)	37万4千トン